

草津市内屋外広告物条例規制地域図

資料1－2

禁止地域1

- 草津市景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン

禁止地域2

- 第1・2種低層住居専用地域 ●風致地区 ●指定文化財の周囲50m ●史跡名勝天然記念物の指定範囲 ●琵琶湖国定公園特別地域 ●景観計画に定める河川・緑軸 ●名神・新名神高速道路 ●都市公園・緑地 ●古墳および墓地

第1種許可地域

- 草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30m以内 ●鉄道から100m以内 ●名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域

第2種許可地域

- 第1種許可地域およびモデル地区以外の地域

第3種許可地域

- 第1種許可地域および第2種許可地域のうち住居系用途地域^(※)の区域

広告規制型景観形成地区（モデル地区）

- 都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域

